

令和４年度財政援助団体等監査（監査対象：神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指 摘 事 項 ウ 物品の管理を適正に行うべきもの 神戸市港湾事業会計に適用される、神戸市の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則第 80 条では「物品管理者は、決算品の受領又は交付のつど物品管理員をして、決算品管理簿に記載させなければならない。」と定められている。指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。 施設及び設備の維持管理に関する仕様書では、備品について「備品管理簿を備え、購入、廃棄、破損等の際は、速やかに本市へ報告を行うこと。また、指定管理者が経費により購入した備品の所有権は、本市に帰属する備品は、市物品会計規則に基づき、管理する。」と定められているが、この規定では、指定管理者が経費により購入した備品の所有権が、指定管理者と神戸市のいずれに帰属するのか、明確な規定となっていない。 指定管理者は、独自様式の備品管理簿を作成し、神戸市に帰属する備品と指定管理者に帰属する備品を同じ備品管理簿にて区別して管理しているが、神戸市所管局においては、神戸市の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則に基づく備品に関する帳簿が整備されていなかった。 神戸市所管局は、指定管理者が経費で購入した備品の所有権がいずれに帰属するのか仕様書で明確に規定した上で、神戸市に帰属する物品を特定した帳簿を指定管理者に提出させるとともに、備品に関する帳簿を整備し、神戸市に帰属する物品を特定、把握すべきである。	指定管理者が購入した備品については所有権の帰属に齟齬が生じないように、令和 5 年度より仕様書に帰属を明記した。 指定管理者に対しては、帰属を明確にした備品管理簿の整備と市に帰属する備品の購入や廃棄等の際には、四半期毎に報告をするように令和 6 年 4 月に指導している。 指定管理者からの報告を受け、市所管局の保有する備品に関する帳簿の更新、整備を随時行っている。	措置済